

●介護保険に関する相談や苦情の窓口は

介護保険に関する相談や苦情の窓口は、次のとおりですので、気軽にご相談ください。

事業者の 相談苦情窓口	サービス提供事業者には苦情相談窓口が設けられ、責任者がいますので気軽にご相談ください。また、ケアプランを作成したケアマネジャーにも相談できます。
市の介護保険 担当窓口 地域包括支援 センター	介護保険に関する疑問や悩み、苦情などは市の長寿介護課、福祉指導課や地域包括支援センターにご相談ください。 問合せ先 長寿介護課（要介護認定・保険給付について）（☎674-7167） 福祉指導課（サービス内容について）（☎674-7821） 地域包括支援センター（76～77ページをご覧ください）
介護相談員	市では、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行うことで苦情の未然防止とサービスの質の確保を図ることを目的に、市内の入所施設・通所系サービス提供事業所を訪問して、利用者からの疑問や悩みなどの相談を受ける介護相談員派遣等事業を実施しています。介護相談員が事業所を訪問したとき、お気軽にご相談ください。
国保連合会 相談窓口	介護サービス等に関して苦情がある場合は、大阪府国民健康保険団体連合会の介護サービス苦情処理委員に申し立てることができます。 ※申立書は、市福祉指導課・長寿介護課にもあります。 申立先 大阪府国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員 〒540-0028 大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課内 介護サービス苦情処理委員宛（☎06-6949-5418）

●介護認定や保険料賦課に納得がいけないときは

要介護等認定や保険料の賦課決定など、市が行った行政処分に不服があり、市の担当課に相談しても解決できず、また納得できない場合は、大阪府が設置する大阪府介護保険審査会に審査請求ができます。なお審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行う必要があります。

審査請求先

大阪府介護保険審査会

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目1番22号
 大阪府福祉部高齢介護室 介護支援課内
 大阪府介護保険審査会宛（☎06-6941-0351）（代表）

